

# 小作争議調査表

No. 19

(月報番號 第 20 號)

(昭和九年二月分)

場 所	尾羽郡柴刈村八階字倒本	終 熄	昭和九年二月二十日
關係人員	地主 伊藤勝太郎 小作人 伊藤伊平	關係地 田 七畝五步 畑 二畝五步	昭和九年二月二十四日
地主關係團體	+	小作人 關係團體	全農福協會 大城支部
原因	地主が負債整理を爲すに地質却りを見出し、小作人に対し土地返還を要す。因り、二百円雜作料を要せしむる。	要 求 事 項	土地返還要求
經過	地主は昭和九年一月、雜作料を解決せしむる爲め、全農福協會大城支部に依頼し、自費を固持し、地主の訴訟提起せしむるも、有差の分在り、下記條件にて解決す。	結 果	一、小作田を九百十円にて小作人に於て買収す。

財團 協調會 福岡出張所

備 考	<p>小作田を九百十円にて買収す。因り、地主は昭和九年一月、雜作料を解決せしむる爲め、全農福協會大城支部に依頼し、自費を固持し、地主の訴訟提起せしむるも、有差の分在り、下記條件にて解決す。</p> <p>昭和九年二月二十日</p>
-----	---